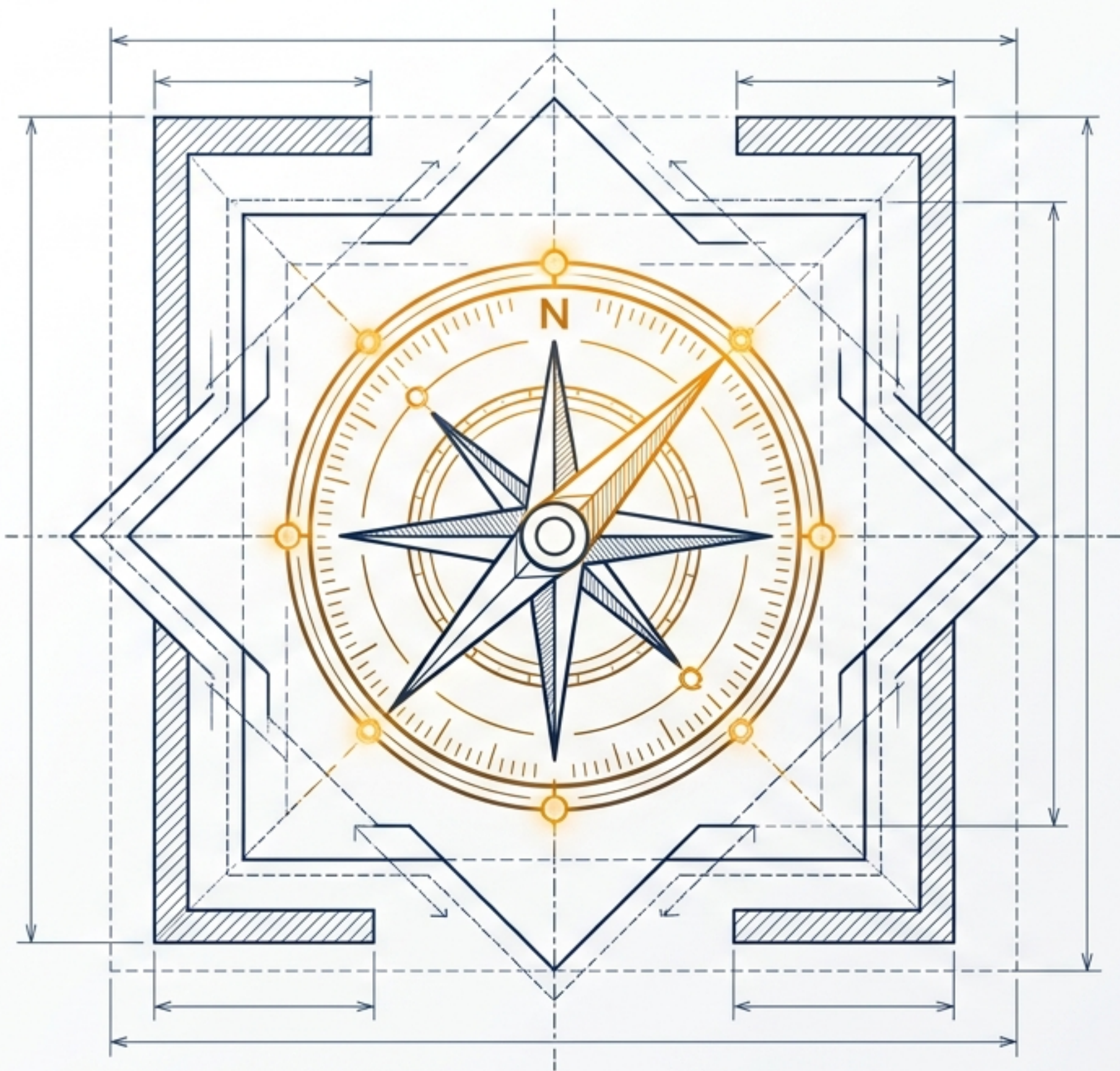




サポート要件違反 に対する反論の 「地図とコンパス」

適切な権利範囲を守るための
実務研究と、その射程 (GPT-6
Astra 評釈に基づく解剖)

特許実務・調査方法・裁判例の
三つの観点からの戦略的アプローチ



権利範囲を守る「地図」

原論文の価値

補正せずに反論した
259件の実証分析

反論手法の5大分類・12小分類の提示

「とりあえず補正」を避ける
具体的な選択肢の見える化



適用を誤らないための「コンパス」

評釈の核心

統計的錯覚
(81%という成功率の真の意味)

因果関係の誤認
(面接や特定反論の効果)

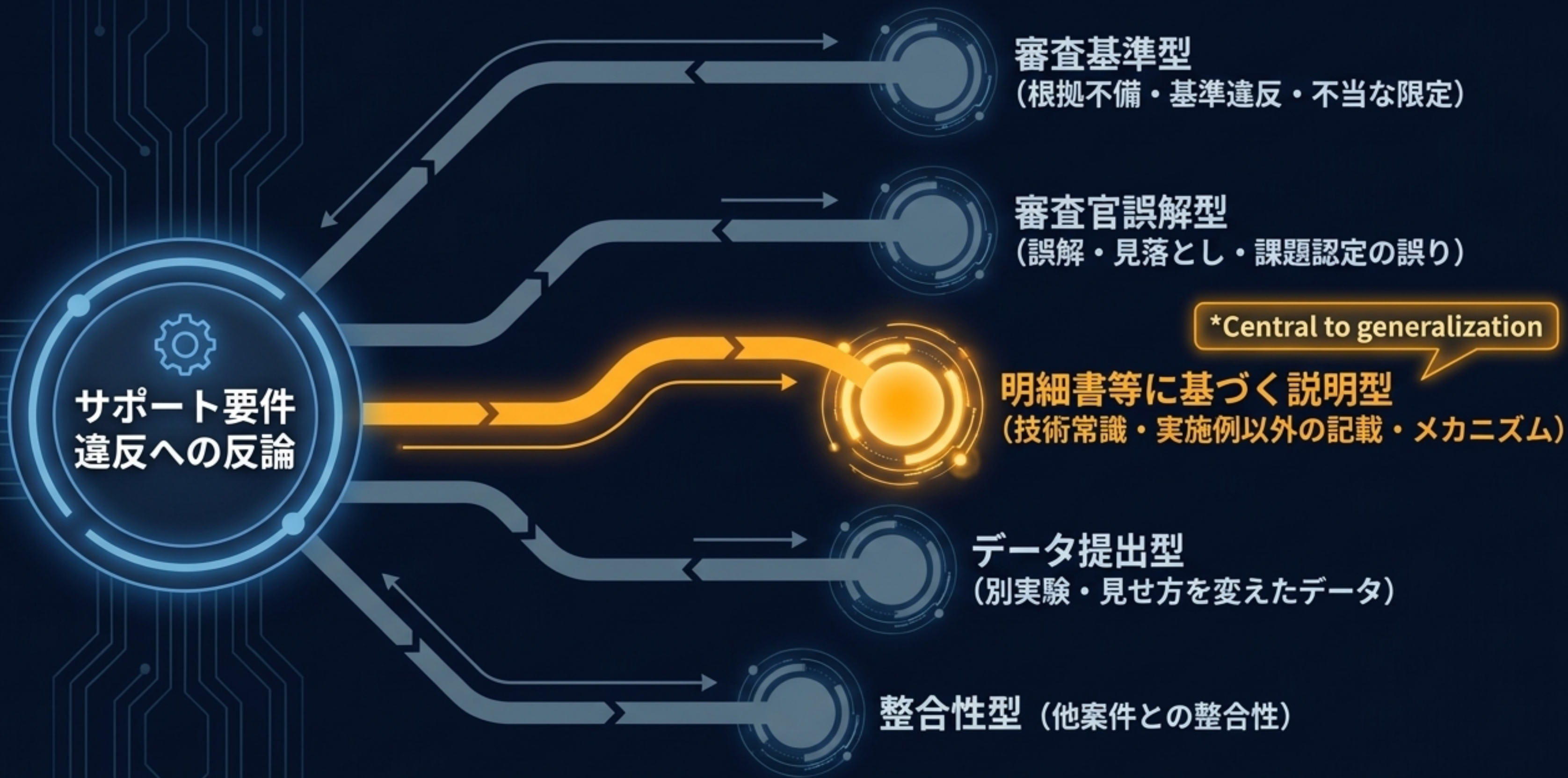
法的境界線
(課題の恣意的な引下げや事後データの限界)

「とりあえず補正」による不必要な権利減縮からの脱却

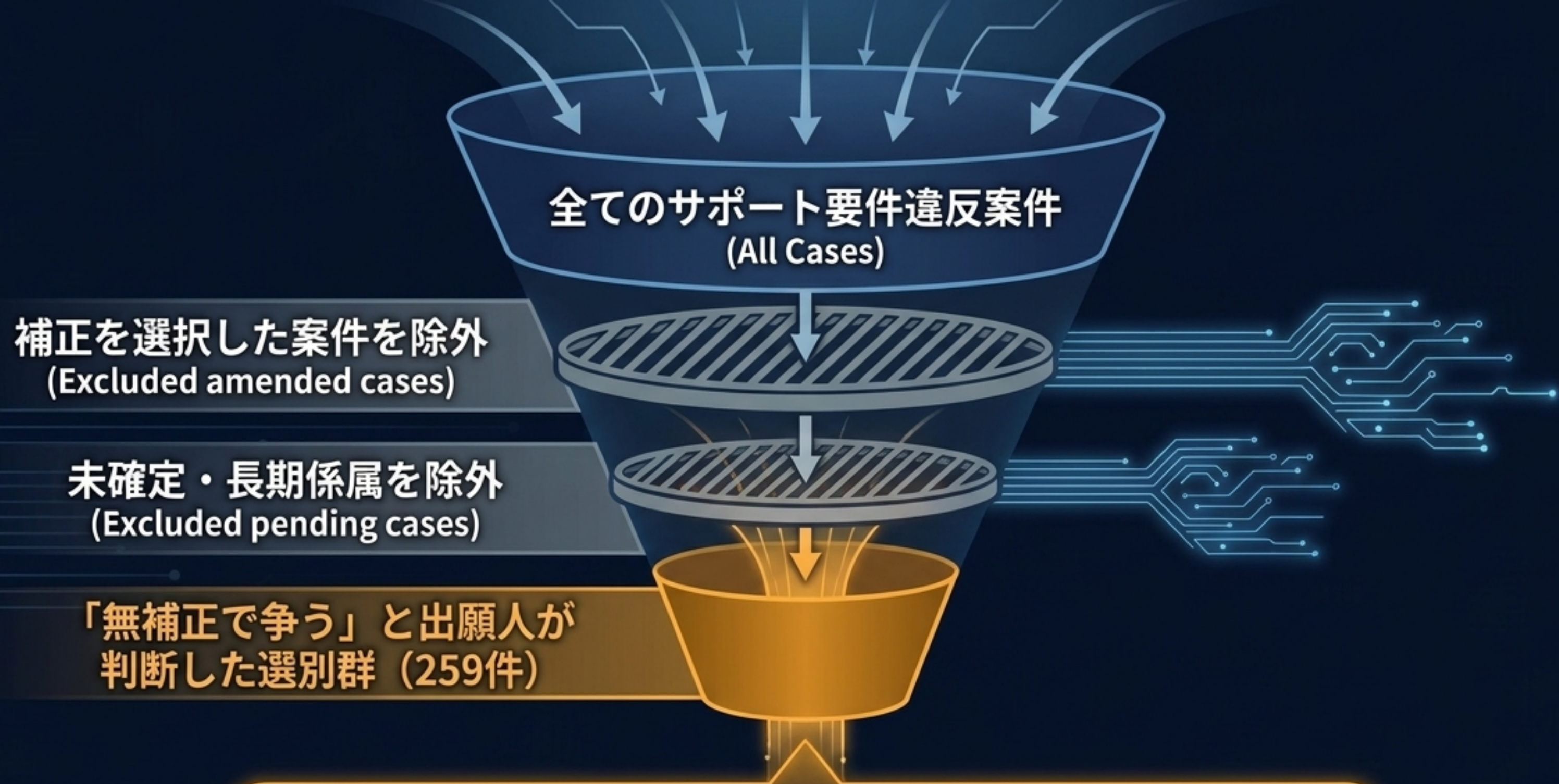
出願当初の広い請求範囲



原論文の調査では、明細書に明示されている事項を「記載されていない」とされた類型が**51件**あり、うち**50件**が単なる指摘（コミュニケーション）で解消。単なる事務処理ではなく、説明設計が問われている。

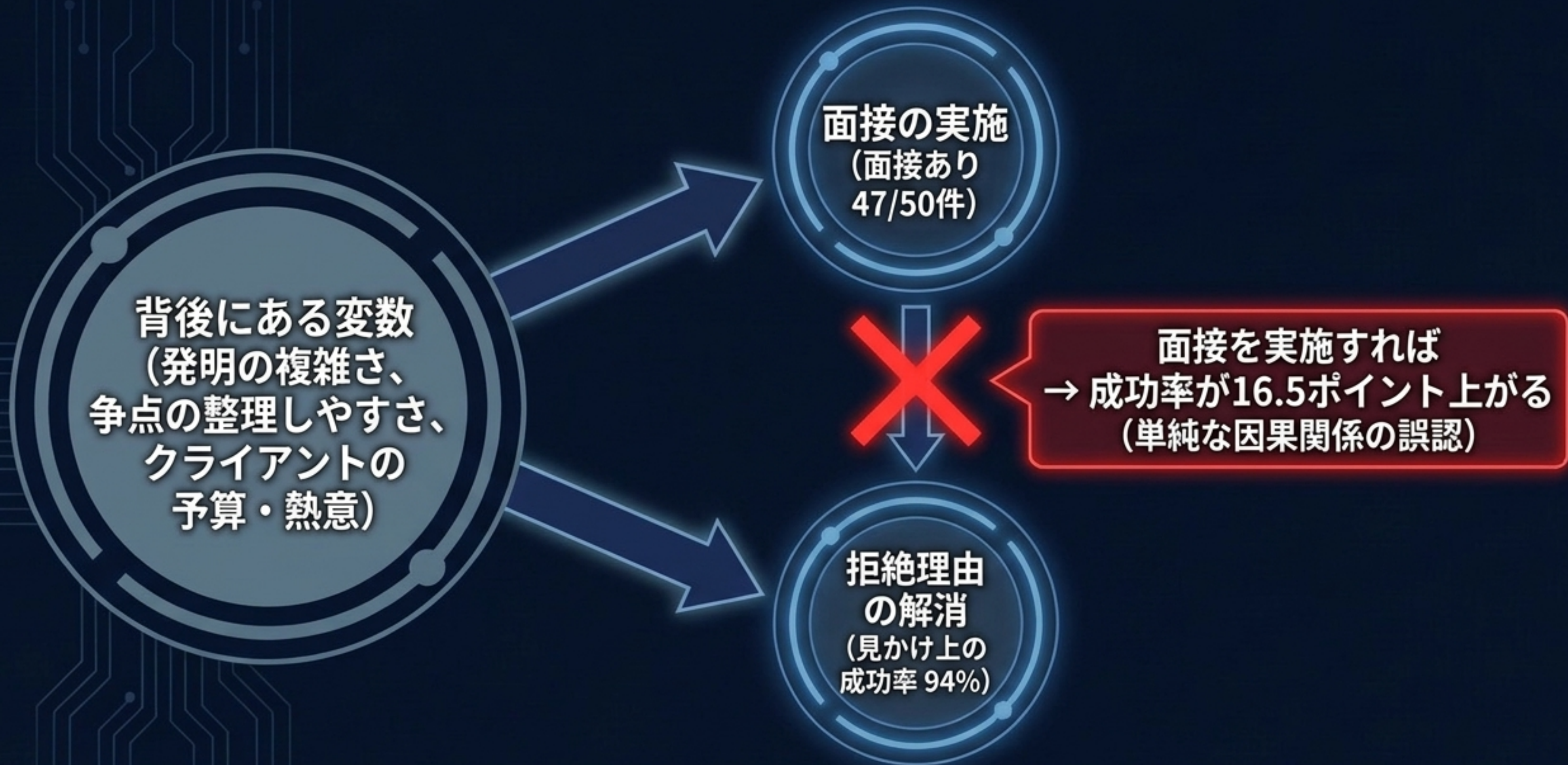


審査官との間で「請求項・明細書・技術常識」の対応関係を再構築する5つのルート。



259件中 209件解消 = 見かけの解消率 81%

【生存バイアスの罠】 この81%は「無補正反論の一般的な成功確率」ではない。
勝算がある、または事業上クレーム維持を優先した案件が抽出された結果に過ぎない。



面接の有無による単純な群間比較 (94% vs 78%) は、面接そのものの因果的な効果を示さない。
難しい案件ほど面接が避けられる、あるいは口頭整理しやすい案件が選ばれる等の「偏り」が存在する。

Legal Boundary 1: 課題の再認定 vs 引下げ

適法な再認定 (Legally Sound Re-definition)

- Approach: 複数の課題から特定課題を抽出 / 段階的課題の一部に着目。
- Condition: 当初の明細書の記載・実施例・効果と完全に整合していること。

違法な引下げ (Impermissible Downgrading) - 限界線

- Approach: 課題を過度に抽象化（例：「何らかの物を提供する」）。
- Legal Precedent: ライスミルク事件（知財高判平30・5・24）
- Result: 当初の技術的意義を失わせ、進歩性の課題にすり替えるような恣意的な「課題の引下げ」は認められない。

課題認定への反論は強力だが、出願人が事後的に課題を任意に弱めてよいわけではない。

Legal Boundary 2: メカニズムによる一般化の限界

- メカニズムは一般化の「橋」であるが、万能の免罪符ではない。
- 機能（例：参照抗体と競合する）を文言上付加するだけでは、広い範囲のサポート要件を満たさない。
- 【実務の要所】「なぜ効果が出るか」だけでなく、「どの構成変更まで説明が及び、どこから及ばなくなるか（境界）」を示す必要がある。



Legal Precedent:
PCSK9抗体事件
(知財高判令5・1・26)

Legal Boundary 3: 事後データ提出の壁

出願時

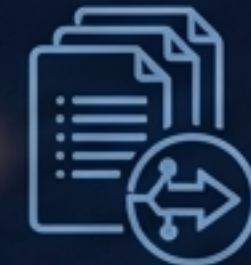
出願日
(Filing Date)

出願後

Legal Precedent:
偏光フィルム大合議判決
(知財高判平17・11・11)

明細書の記載
+
出願時の技術常識

裏付け: 出願時の当業者に理解可能であった
ことの「確認」。許容される。



追加実験データ
(Post-filing Data)

補充: 当初は予測できなかった別材料の効果
の「新規発見・拡張」。許容されない。

出願後データは「当初開示の不足」を埋めるタイムマシンではない。
提出時期ではなく「何を証明する目的か」で適法性が決まる。

SYNTHESIS: The Golden Thread of Support



反論成功の鍵は、「どの戦術を選ぶか」ではない。
理由提示（審査官の指摘）と要件充足（実体的な正当化）を切り分け、
これら3つの柱を繋ぐ「論理の橋」を再構築することにある。

Practitioner's Playbook: 前提の確定

1

争点と開示の対応表を作成する

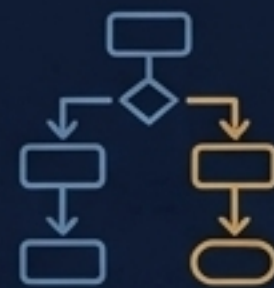
- ・ 拒絶理由を分解（記載の不存在か、一般化の不足か、必須構成の欠落か）。
- ・ 単に段落番号を並べるだけでなく、「なぜその記載が構成を支えるか」を言語化する。



2

課題・評価対象を確定してから、一般化を説明する

- ・ 審査官が「最良の実施例だけの効果」を請求範囲全体に要求していないか確認。



- ・ 基本効果と、好適態様による追加効果を切り分ける。
本質的構成と設計変数を整理。

Practitioner's Playbook: 証拠と対話の統制

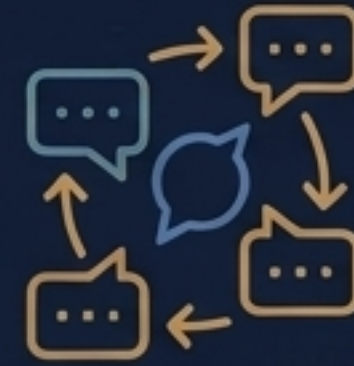
3



証拠・追加実験の目的を
「一文」で定義する

- 実験結果を見る前に、「この実験は当初開示のどの命題を確認するものか」を定義する。
- 文献提出の際も、「出願当時の知識」か「後年の新知見」かを厳密に区別する。

4



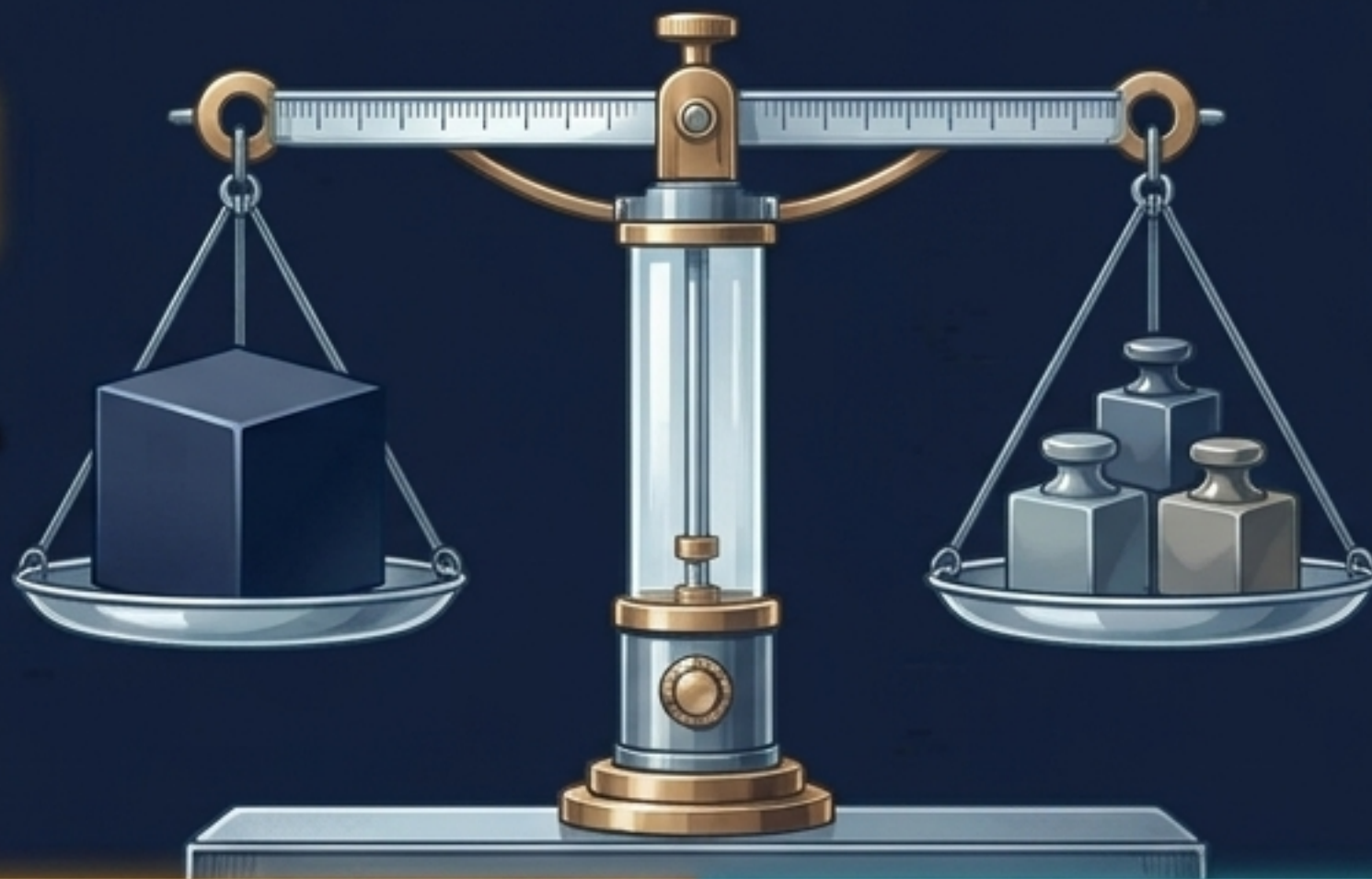
面接を「合意する場」ではなく
「争点を確定する場」として使う

- 面接は法的要件を緩和する魔法ではない。
- 口頭での感触に頼らず、「何が理解され、何が残ったか」を記録し、意見書にロックインする。

Practitioner's Playbook: 事業的アライメント

無補正維持

広い独立請求項の価値、
回避設計の困難化



事業的制約

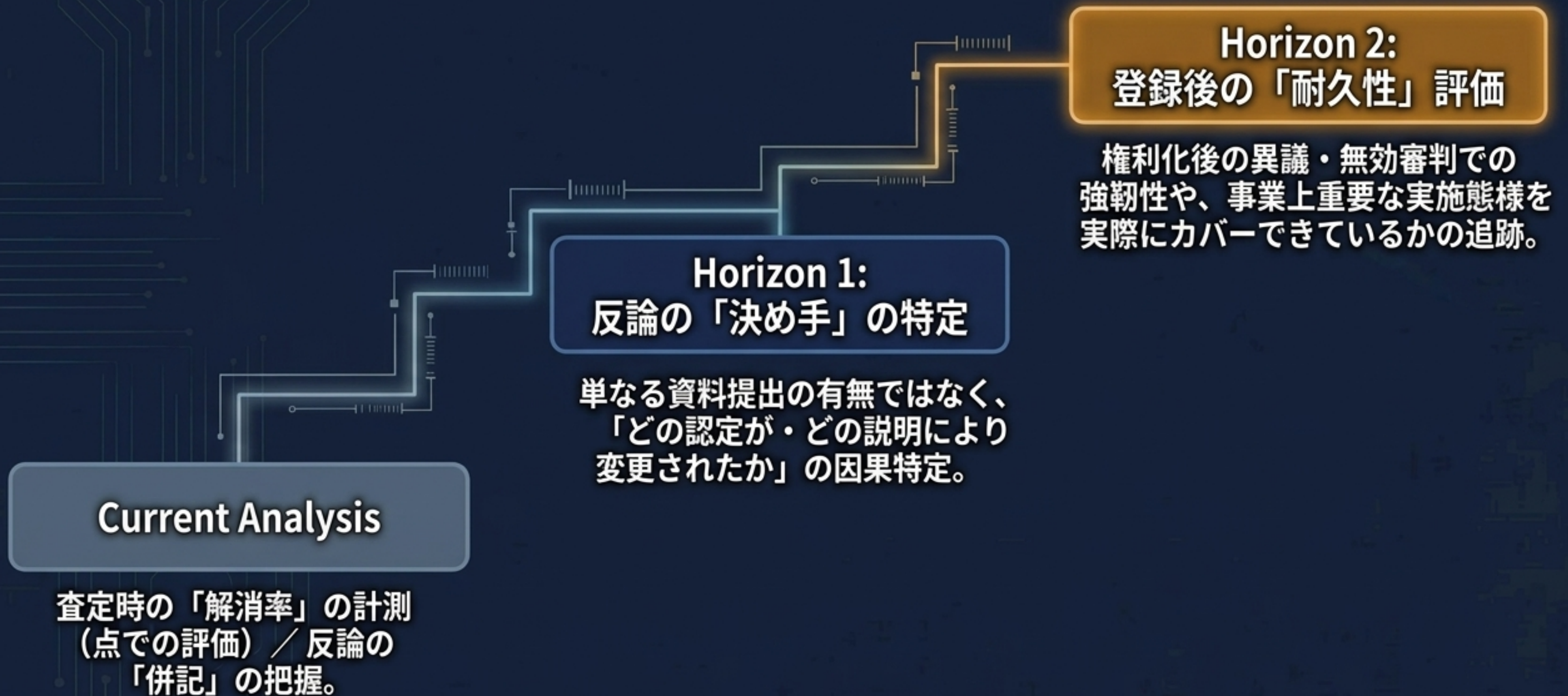
応答・審判コスト、
権利化スピード、
将来の無効リスク

5

無補正維持と合理的な補正を、事業目的から選ぶ

「補正しないことが常に正解」ではない。無補正の形式に固執し、意見書で技術的説明を過剰に断定してしまえば、結果的に禁反言（エストッペル）等で権利範囲を自ら狭めるリスクがある。

Future Horizons: 知財実務研究の次なるステージ



**地図（戦術）は、
不必要な権利の放棄
（サレンダー）を防ぐ。**



**コンパス（リテラシー）は、
統計的・法的な
戦略的破綻を防ぐ。**

**サポート要件実務の核心は、テクニックで審査官を論破すること
ではない。出願当初の開示、技術常識、そして請求範囲の間に、
「検証可能な説明のつながり」を設計し直すことである。**